

令和4年9月22日提出

熊本市立総合ビジネス専門学校学則の一部を改正する規則等の一部改正について

熊本市立総合ビジネス専門学校学則の一部を改正する規則等の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立総合ビジネス専門学校学則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則

(熊本市立総合ビジネス専門学校学則の一部を改正する規則の一部改正)

第1条 熊本市立総合ビジネス専門学校学則の一部を改正する規則(令和4年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

附則第1項中「令和4年10月1日」を「令和5年4月1日」に改める。

附則第2項中「令和4年9月30日」を「令和5年3月31日」に改める。

(熊本市立総合ビジネス専門学校学則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 熊本市立総合ビジネス専門学校学則の一部を改正する規則(令和4年教育委員会規則第 号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項の改正規定中「、保護者・保護者若しくは」を「、保護者」及び「保護者若しくは」に改める。

附則中「学則」を「規則」に、「令和4年(2022年)4月1日」を「令和5年4月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提出理由)

民法改正等により、施行日の整理など所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

(新) 令和5年4月1日（改正未施行） 整理後の規則	(旧) 令和3年12月改正（青書き部分）	現行	備考																																													
<p>(目的)</p> <p>第1条 熊本市立総合ビジネス専門学校（以下「本校」という。）は、実務に必要な実践的かつ専門的知識及び技能を修得させるため、専門課程_____の教育を行うことを目的とする。</p> <p>(課程等)</p> <p>第2条 本校の課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="154 611 801 789"> <thead> <tr> <th>課程名</th> <th>学科名</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門課程_____</td> <td>キャリア創造学科</td> <td>2年</td> <td>70人</td> <td>140人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>一般課程（夜間）の項を削る。</p> <p>(職員組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(学年、学期及び休業日)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(臨時休業日)</p> <p>第5条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。</p> <p>(振替授業の届出)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(教育課程の編成及びその届出等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(学習の評価)</p> <p>第8条 生徒及び科目等履修生の学習の評価については、本校教育計画に示されている各科目の目標を基準として、校長が定める。</p> <p>(進級又は卒業の認定)</p> <p>第9条 校長は、生徒が本校の教育課程等を履修し、その成果が満足できると評価された場合は、進級又は卒業を認定する。ただし、各科目の出席時数が総授業時数の3分の2以下の場合又はその評価が著しく不良な場合には、認定しないことができる。</p> <p>(卒業証書授与)</p> <p>第10条 (略)</p>	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	専門課程_____	キャリア創造学科	2年	70人	140人						<p>(目的)</p> <p>第1条 熊本市立総合ビジネス専門学校（以下「本校」という。）は、実務に必要な実践的かつ専門的知識及び技能を修得させるため、専門課程及び一般課程の2課程の教育を行うことを目的とする。</p> <p>(課程等)</p> <p>第2条 本校の課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="851 611 1498 789"> <thead> <tr> <th>課程名</th> <th>学科名</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門課程（昼間）</td> <td>総合ビジネス科</td> <td>2年</td> <td>70人</td> <td>140人</td> </tr> <tr> <td>一般課程（夜間）</td> <td>OA経理科</td> <td>1年</td> <td>20人</td> <td>20人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(学年、学期及び休業日)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(臨時休業日)</p> <p>第5条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行なわないことができる。</p> <p>(振替授業の届出)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(教育課程の編成及びその届出等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(学習の評価)</p> <p>第8条 生徒の学習の評価については、本校教育計画に示されている各科目の目標を基準として、校長が定める。</p> <p>(進級又は卒業の認定)</p> <p>第9条 校長は、生徒が本校の教育課程等を履習し、その成果が満足できると評価された場合は、進級又は卒業を認定する。ただし、各科目の出席時数が総授業時数の3分の2以下の場合又はその評価が著しく不良な場合には、認定しないことができる。</p> <p>(卒業証書授与)</p> <p>第10条 (略)</p>	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	専門課程（昼間）	総合ビジネス科	2年	70人	140人	一般課程（夜間）	OA経理科	1年	20人	20人	<p>(目的)</p> <p>第1条 熊本市立総合ビジネス専門学校（以下「本校」という。）は、実務に必要な実践的かつ専門的知識及び技能を修得させるため、専門課程及び一般課程の2課程の教育を行うことを目的とする。</p> <p>(課程等)</p> <p>第2条 本校の課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1564 611 2211 789"> <thead> <tr> <th>課程名</th> <th>学科名</th> <th>修業年限</th> <th>入学定員</th> <th>総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門課程（昼間）</td> <td>総合ビジネス科</td> <td>2年</td> <td>70人</td> <td>140人</td> </tr> <tr> <td>一般課程（夜間）</td> <td>OA経理科</td> <td>1年</td> <td>20人</td> <td>20人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(学年、学期及び休業日)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(臨時休業日)</p> <p>第5条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行なわないことができる。</p> <p>(振替授業の届出)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(教育課程の編成及びその届出等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(学習の評価)</p> <p>第8条 生徒の学習の評価については、本校教育計画に示されている各科目の目標を基準として、校長が定める。</p> <p>(進級又は卒業の認定)</p> <p>第9条 校長は、生徒が本校の教育課程等を履習し、その成果が満足できると評価された場合は、進級又は卒業を認定する。ただし、各科目の出席時数が総授業時数の3分の2以下の場合又はその評価が著しく不良な場合には、認定しないことができる。</p> <p>(卒業証書授与)</p> <p>第10条 (略)</p>	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	専門課程（昼間）	総合ビジネス科	2年	70人	140人	一般課程（夜間）	OA経理科	1年	20人	20人	
課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員																																												
専門課程_____	キャリア創造学科	2年	70人	140人																																												
課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員																																												
専門課程（昼間）	総合ビジネス科	2年	70人	140人																																												
一般課程（夜間）	OA経理科	1年	20人	20人																																												
課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員																																												
専門課程（昼間）	総合ビジネス科	2年	70人	140人																																												
一般課程（夜間）	OA経理科	1年	20人	20人																																												

(入学資格)

第11条 本校に入学することができる者(科目等履修生及び聴講生として入学する場合を除く。)は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 科目等履修生又は聴講生として本校に入学することができる者は、中学校(義務教育学校及び特別支援学校中学位を含む。)を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者又は学校教育法施行規則第95条の規定により中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(志願手続)

第12条 本校に入学しようとする者(以下「入学志願者」という。)は、入学願その他必要な書類を校長に提出するとともに、入学検査料を納付しなければならない。ただし、科目等履修生又は聴講生になろうとする者は、入学検査料を納付することを要しない。

(入学の許可)

第13条 校長は、選抜に基づいて入学志願者に対し入学を許可する。

2 前項の許可は、入学試験結果通知兼入学許可書を入学志願者に対して送付する方法により行うものとする。

(入学手続)

第14条 入学を許可された者(科目等履修生及び聴講生を除く。)は、校長の定める日までに_____ 保証人が連署した誓約書その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

2 科目等履修生又は聴講生として入学を許可された者は、校長の定める日までに誓約書(当該入学を許可された者が未成年者である場合は、保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条の保護者をいう。以下同じ。))が連署したもの)その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

3 入学を許可された者(聴講生として入学を許可された者を除く。)は、校長の定める日までに入学料を納付しなければならない。

(保証人)

第15条 保証人は、独立の生計を営む成年者で、本校に対して生徒に関する一切の責任を負うことのできる者でなければ

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 専門課程 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有する者
- (2) 一般課程 中学校卒業程度の学力を有する者

(志願手続)

第12条 入学志願者は、入学願その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第13条 校長は、選抜に基づいて入学志願者に対し入学を許可する。

(入学手続)

第14条 入学を許可された者は、校長の定める日までに保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する者をいう。以下同じ。)及び保証人が連署した誓約書その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

(保証人)

第15条 保証人は、独立の生計を営む成年者で、本校に対して生徒に関する一切の責任を負うことのできる者でなければ

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 専門課程 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有する者
- (2) 一般課程 中学校卒業程度の学力を有する者

(志願手続)

第12条 入学志願者は、入学願その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第13条 校長は、選抜に基づいて入学志願者に対し入学を許可する。

(入学手続)

第14条 入学を許可された者は、校長の定める日までに保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する者をいう。以下同じ。))及び保証人が連署した誓約書その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

(保証人)

第15条 保証人は、独立の生計を営む成年者で、本校に対して生徒に関する一切の責任を負うことのできる者でなければ

<p>第20条 校長は、生徒等の本分を守り他の模範となる者又は特に賞賛に値する行為があった者を表彰することができる。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第21条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒等に懲戒を加えることができる。</p> <p>2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、校長が行う。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒等に対して行うことができる。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p> <p>(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者</p> <p>(3) 正当の理由がなく出席常でない者</p> <p>(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者</p> <p>(書類の様式等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第23条 (略)</p>	<p>第20条 校長は、本分を守り他の模範となる生徒は特に賞賛に値する行為があった生徒を表彰することができる。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第21条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。</p> <p>2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、校長が行う。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うことができる。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p> <p>(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者</p> <p>(3) 正当の理由がなく出席常でない者</p> <p>(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者</p> <p>(書類の様式等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第23条 (略)。</p>	<p>第20条 校長は、本分を守り他の模範となる生徒は特に賞賛に値する行為があった生徒を表彰することができる。</p> <p>(懲戒)</p> <p>第21条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。</p> <p>2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、校長が行う。</p> <p>3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うことができる。</p> <p>(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者</p> <p>(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者</p> <p>(3) 正当の理由がなく出席常でない者</p> <p>(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者</p> <p>(書類の様式等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第23条 (略)</p>
--	---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、**令和5年4月1日**から施行する。

(経過措置)

2 総合ビジネス科は、この規則による改正後の第2条の規定にかかわらず、**令和5年3月31日**に当該学科に在学する者が当該学科に存在しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 この規則の施行の日前の入学許可に係る手続については、なお従前の例による。